（報告書の提出時期及び手続）

第十四条　法第五十七条の二第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前事業年度の指定に係る特定経済金融活性化事業の実施状況

二　前事業年度の収支決算

三　［略］

２　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る特定経済金融活性化事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定会社（法第五十七条の二第一項に規定する指定会社をいう。以下同じ。）に対して、別記様式第二による当該特定経済金融活性化事業を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

［３・４　略］

（法第五十七条の二の規定による指定会社の指定の申請手続等）

第十五条　指定を受けようとする会社は、別記様式第四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを沖縄県知事に提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

［号を削る。］

三　申請の日における株主名簿

四　常時使用する従業員数を証する書面

［号を削る。］

五　第十三条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第五による宣言書

六　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

［２～９　略］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十六条　指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結の状況及び見込み（払込みを受ける予定日を含む。）について、別記様式第八の報告書を沖縄県知事に提出するものとする。

２　［略］

３　沖縄県知事は、第一項の報告書に関し、同項の払込みを受ける予定日において当該会社がその設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、指定に係る特定経済金融活性化事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、指定会社に対し、別記様式第十による当該特定経済金融活性化事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

［４～９　略］

（報告書の提出時期及び手続）

第九条　法第五十七条の二第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前年度の指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　［同上］

２　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を適切に実施していると認めるときは、指定会社（法第五十七条の二第一項に規定する指定会社をいう。以下同じ。）に対して、別記様式第二による当該事業を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

［３・４　同上］

（法第五十七条の二の規定による指定会社の指定の申請手続等）

第十条　指定を受けようとする会社は、別記様式第四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを沖縄県知事に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四　申請の日における株主名簿

五　常時使用する従業員数を証する書面

六　組織図

七　第八条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第五による宣言書

八　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

［２～９　同上］

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

第十一条　指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結の状況及び見込み（払込みを受ける予定日を含む。）について、別記様式第八の報告書を沖縄県知事に提出するものとする。

２　［同上］

３　沖縄県知事は、第一項の報告書に関し、同項の払込みを受ける予定日において当該会社がその設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、指定会社に対し、別記様式第十による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

［４～９　同上］